

公 示 日：2026 年 9 月 2 日（水）

調達管理番号：26a00654

国 名：コートジボワール、トーゴ

担 当 部 署：社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名：西アフリカ地域（広域）仏語圏西アフリカ道路維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（道路アセットマネジメント）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：道路アセットマネジメント
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- （1）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月中旬から 2026 年 12 月中旬
- （2）業務人月：1.5
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 30 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2026 年 9 月 16 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 2 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	道路アセットマネジメントに係る技術協力
対象国及び類似地域	西アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

本プロジェクトの対象であるコートジボワールおよびトーゴを含む西アフリカ地域では、鉱物資源、カカオ、カシューナッツ、油やし、ゴム、ワタ等の一次産品の輸出が総輸出額の大きな比重を占めており、2000年代以降の資源価格上昇や輸出拡大を背景に、国家経済は高い成長を果たしてきた。これに伴い、アビジャン（コートジボワール）、ロメ（トーゴ）等の沿岸部の主要都市では西アフリカ地域の物流・経済活動の中心地として発展している。一方で、経済活動の恩恵は沿岸部に集中しており、内陸部との地域間格差が課題となっている。コロゴ（コートジボワール、アビジャンから約570km）、カラ（トーゴ、ロメから約410km）、ワガドゥグ（ブルキナファソ、沿岸部から約800km以上）等の各国の内陸部の主要都市は沿岸部から地理的に離れており、鉄道や内水運等の代替輸送手段も限定的である。このため、物流・人流は依然として道路輸送に大きく依存している。アビジャン・ワガドゥグ回廊やロメ・ワガドゥグ回廊等、沿岸部から内陸部を結ぶ約1,000kmの南北回廊は、西アフリカ地域の物流・経済統合を支える基幹インフラであり、その機能を維持するためには道路の適切な維持管理が極めて重要である。

このような状況を踏まえ、西アフリカ地域では、開発調査型技術協力「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」（2015年～2018年）を通じて、コートジボワール、トーゴ、ブルキナファソ、ガーナの4カ国に跨る4つの国際回廊において、開発ポテンシャル及び回廊輸送におけるボトルネックを特定し、沿岸部と内陸部のバランスある経済発展につながる地域開発戦略及び回廊開発計画を策定した。同M/Pでは、10の重要戦略の設定と377件の優先プロジェクトが選定され、主要幹線道路整備に係る事業を含め、2021年7月時点で95件の高優先プロジェクトが着手済みとなる等、各国政府は積極的に回廊開発の推進を図っている。加えて、開発調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」（2013年～2015年）を通じて策定された「都市交通マスタープラン」に基づき、他ドナーとの協調・協働のもと、複数の輸送交通インフラ整備事業が実施されている。

このように各国において道路整備事業が進展する中、整備された道路資産を持続的に活用するためには、維持管理体制及び人材育成の強化が重要な課題となる。近隣内陸国向けのトランジット貨物のハブ拠点としても機能するコートジボワールの大アビジャン圏では、急激な人口増加や交通需要の増大により、周辺地域の道路網の損傷が課題となっている。これを受け、無償資金協力「大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画」（GA 締結：2026 年）では、機材・道路維持管理省（Ministre de l' Equipement et de l' Entretien Routier 以下、「MEER」。）傘下である、コートジボワール道路管理公社（Agence de Gestion des Routes 以下、「AGERROUTE」。）に対し、道路維持管理機材（ホイールローダ、アスファルト・ミリング・マシン等）の供与、およびこれらの機材の運営・維持管理に必要な実施体制の構築と整備技術能力の向上支援が予定されている。これらの支援で個別機材の運用・維持管理に係る能力向上は図られるものの、その知見を組織的・継続的に継承するための仕組みは十分ではない。加えて効率的な道路維持管理に係るデジタル技術の活用に係る知見が不足していることから、これらを踏まえた持続的な人材育成に係る研修制度の整備が求められている。

道路維持管理に係る技術者の育成のためにコートジボワール、トーゴ、ベナン、ブルキナファソ、ニジェールの 5 カ国により、1970 年にトーゴに設立された地域道路維持管理研修センター（Centre Régional de Formation pour Entretien Routier 以下、「CERFER」。）では、上記 5 カ国に加え、マリ、ガボン、チャド、ガーナ、コンゴ民主共和国などの他のアフリカ諸国からも研修生を受け入れ、これまで 5,000 人以上の技術者を育成し、地域の道路維持管理能力の向上に大きく貢献してきた。一方で、施設や機材の老朽化・旧式化、指導者の不足により、研修生に対する知見更新を目的とした再研修の提供や、道路維持管理に関する最新技術への対応が大きな課題となっている。このような状況を踏まえて、アフリカ開発銀行（African Development bank 以下「AfDB」。）は「友好協力評議会（Conseil de l' Entente）加盟国における道路・鉄道・鉱業分野の職業訓練統合支援プロジェクト」（840 万 UA）を通して CERFER に対する財政支援を実施しており、一部建物の建設、機材供与等が実施されているが、提供される研修内容、教材の更新・改善や指導者の育成は対応できておらず、特にデジタル技術を活用した道路アセットマネジメントや効率的な維持管理手法等の新たな分野に対応した研修機能の強化が求められている。

上記を踏まえ、コートジボワールおよびトーゴは我が国に対し、西アフリカ地

域における国際回廊の適切な維持管理を目的に「仏語圏西アフリカ道路維持管理能力強化プロジェクト」を要請した。

同プロジェクトでは、コートジボワールおよびトーゴを中心とした西アフリカ地域において、道路維持管理にかかる地域共通教材の整備、技術者の持続的な育成にかかる研修システムの構築、広域的な連携体制の構築を行うことにより、同地域における道路維持管理能力の向上を目指すものの、各国の道路維持管理状況や手法、所持機材、予算、体制、各組織の実施監理能力については必ずしも明確ではなく、改めて実際の状況を踏まえた具体的なプロジェクト内容の整理が必要であるところ、本詳細計画策定調査においてこれらを確認する必要がある。このため、現時点で記載するプロジェクト内容については本調査を踏まえて変更される可能性がある。

本詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担、各国の道路維持管理状況や手法の違い等を確認し、プロジェクトの実施体制や具体的なプロジェクト内容を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、本詳細計画策定調査に同行する JICA 職員と共に、各国のカウンターパート（以下「C/P」。）との間でプロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 10 月中旬～26 年 10 月下旬）

- ① 要請背景・内容・無償資金協力事業、経済社会開発計画無償等の関連事業を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、担当分野に関する現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、コートジボワールおよびトーゴを中心としたプロジェクト対象国の関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英・仏文）を作成する。仏文については、英文をもとに機械翻訳等を活用して仏文化したものを、送付前

に JICA 事務所等でダブルチェックする体制とする。なお、ここで指すプロジェクト対象国とは以下5か国と定義する。

- ・コートジボワール
- ・トーゴ
- ・ベナン
- ・ブルキナファソ
- ・ニジェール

質問票の作成に当たっては、配布資料及び公開資料としている報告書等を精査の上、効率化に努めること。なお、作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（26 年 11 月上旬～26 年 12 月上旬）

- ① JICA コートジボワール事務所、トーゴ派遣中の援助調整アドバイザー等との打合せに参加する。
- ② コートジボワール・トーゴ側関係機関との協議に参加する。
- ③ コートジボワール、トーゴについて現地調査を実施する。具体的な調査内容は以下の通り。なお、ベナン、ブルキナファソ、ニジェールについては、実施済みの技術協力の事業完了報告書、無償・有償資金協力の協力準備調査報告書、基礎情報収集・確認調査完了報告書、開発調査型技術協力事業完了報告書等を参照しつつ、質問票にて適宜情報収集・アップデートを行うこと。
 - ・ 道路維持管理における各国の技術基準・ガイドライン・マニュアル（設計、施工、点検、診断、補修、舗装管理、道路アセットマネジメント等。共通で利用されている基準、ガイドライン、技術指針の有無も確認する。）
 - ・ 道路における各国の保守基準（点検項目、頻度、実施体制（直営・民間委託）等）
- ④ 事前に配付した質問票への回答や上記（2）①②③を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。な

お、情報収集やプロジェクト内容の提案に際しては、適宜 JICA 本部、JICA 事務所、およびトーゴに派遣中の援助調整アドバイザーとも協議を行うこと。

ア) CERFER の運営・管理体制

- (a)研修の内容（現行カリキュラム、教材、実習内容、受講実績）
- (b)施設・機材（施設地図、部屋数、各部屋の利用状況・収容人数、所有機材、機材の利用可否（使用可能な指導者の有無、機材自体の使用状況の有無）等）
- (c)CERFER のニーズ（CERFER として研修能力を強化したい分野（道路アセットマネジメント、舗装、重機））

イ) コートジボワールにおける道路維持管理の DX 化状況

- (a)コートジボワールにおける道路維持管理機関のリストアップと役割の整理
- (b)コートジボワールにおいて導入済みの道路維持管理に関するシステム・機材（システム・機材名、仕様、導入目的、活用状況）
- (c)(b)の運営・維持管理状況（メンテナンス体制、維持管理予算等）
- (d)(b)(c)を踏まえたコートジボワールにおける DX 化の課題
- (e)DX 化に対する人材育成ニーズ（点検、データ入力、分析、維持管理計画策定等）
- (f)DX 化にかかるパイロット事業を実施した場合の担当機関および部局
- (g)(f)の組織体制、財務・予算状況

ウ) JICA Climate-FIT（緩和策）「■交通運輸 4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）／JICA Climate-FIT（適応策）「■インフラ 8. 道路」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）または技術協力用簡易版等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行うとともに、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本プロジェクトに与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本プロジェクトが気候変動対策に資する

か検証する。

- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議（オンライン含む）に参加し、支援する。
具体的には以下のとおり。

- ア) コートジボワール・トーゴからの意見について、担当分野の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、P0 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を各国 JICA 事務所等に報告する。

（２）整理業務（26 年 12 月上旬～26 年 12 月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 担当分野における PDM 案、P0 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 12 月 14 日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年11月7日～12月6日を予定しています。

2026年11月7日～13日までトーゴ、11月14日～27日までコートジボワール、11月28日～12月5日までトーゴに滞在し、12月6日に日本到着の予定です。

JICAの調査団員は本業務従事者と一部同行する形で現地調査を実施する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画①（JICA）

ウ) 協力企画②（JICA）

エ) 道路アセットマネジメント（本コンサルタント）

オ) 評価分析・ジェンダー（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

コートジボワール事務所による便宜供与事項（トーゴでの活動分も含む）は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳傭上：あり（仏語-英語）

オ) 現地日程のアレンジ：あり

カ) 執務スペースの提供：派遣予定先でのJICA事務所の調整が可能な場合がある。要相談。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ 開発計画調査型技術協力「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」最終報告書 要約編
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12308805.pdf>
- ・ 開発計画調査型技術協力「コートジボワール国大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト」事業完了報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12386660.pdf>
- ・ 無償資金協力「コートジボワール国大アビジャン圏道路維持管理機材整備計画」準備調査報告書（先行公開版）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056164.pdf>
- ・ 技術協力「トーゴ国道路維持管理能力強化アドバイザー業務」業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000056834.html>
- ・ Togo – Transport Connectivity and Logistics Improvement Program (English)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099052826154017403/pdf/BOSIB-ce0447c4-25ab-44de-a9aa-023a228825b1.pdf>
- ・ Abidjan Urban Mobility Project (P167401)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099062823185010577/pdf/P1674010e228b902f0b82f0376abb331e31.pdf>
- ・ RAPPORT D' ACHEVEMENT DU PROJET DE REHABILITATION DE ROUTES ET DE FACILITATION DU TRANSPORT SUR LE CORRIDOR CU9 LOME-CINKANSE OUAGADOUGOU
https://www.afdb.org/sites/default/files/documents/projects-and-operations/multinational_-_projet_de_rehabilitation_de_routes_et_de_facilitation_du_transport_sur_le_corridor_cu9_lome-cinkanse-ouagadougou_-_rapport_dachevement_de_projet.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求

めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 今次渡航予定のコートジボワール、トーゴについては、協議予定の関係機関は2カ国とも全て首都（アビジャン市、ロメ市）に所在しており、視察を予定しているサイト（ガニョア市）も含め、外務省危険情報においてレベル2以上の危険地域への渡航は想定していません。なお、今後プロジェクト実施に当たり仮に地方都市への訪問が必要となった場合は、事前にJICA 社会基盤部、コートジボワール事務所、安全管理部にも相談の上、適切な対応を行うこととします。調査対象となるコートジボワール、トーゴの安全対策措置及び安全対策マニュアルを遵守してください。また、各国の在外事務所等から最新の安全状況を確認し、安全対策の最適化と対策を徹底することとします。安全対策措置は治安情勢により変更となる可能性がある旨、ご留意ください。
- ④ 本体プロジェクトにてプロジェクト関係者が活動するエリアの選定（特に国境地帯を含む場合）においては、協力機関、先方政府機関、事務所や他ドナーとの協議や、各国措置やマニュアル等を踏まえて、脅威とリスクを特定したうえで必要な安全対策を実施計画に盛り込みます。措置上の渡航禁止エリアでの活動は想定していない点にご留意ください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑥ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑦ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑧ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上